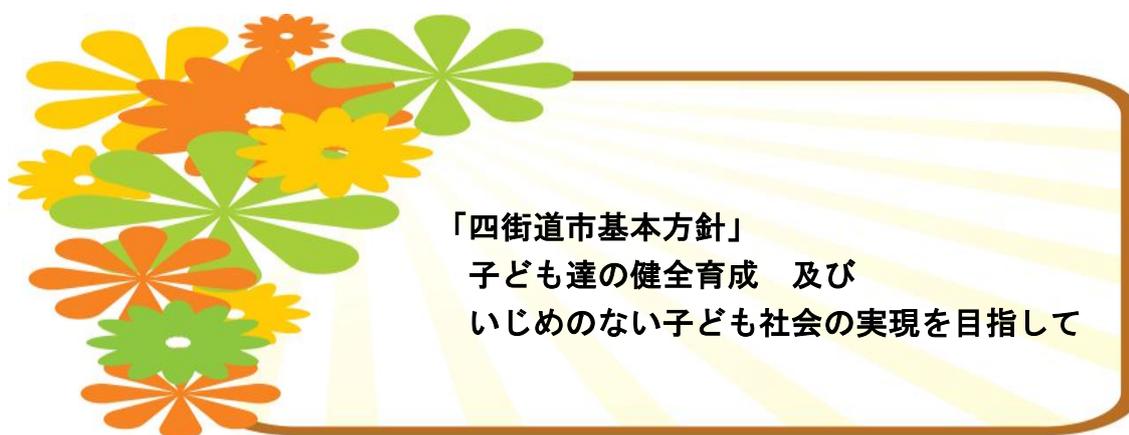


令和5年2月1日改訂

# 四街道市立旭小学校 いじめ防止基本方針



「四街道市基本方針」  
子ども達の健全育成 及び  
いじめのない子ども社会の実現を目指して

## はじめに

### ◎いじめの定義 「いじめ防止対策推進法第2条第1項」より

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### ◎重大事態への対処 「いじめ防止対策推進法第28条1項 第1号、第2号」より

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### ◎「四街道市の基本理念」

○いじめは、人間として許されない、卑怯な行為である。

○いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

○いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある深刻な人権を侵害する行いであり、すべての児童生徒に関係する問題であるとの認識から、いじめの根絶は、学校だけで完結するものではなく、児童生徒、家庭、地域、関係する機関等が一体となって取り組むことにより初めて可能であると考えます。

○子ども社会の問題は、大人社会の問題の反映とも言われる。いじめの問題もこの例外ではなく、大人たちが「いじめのない社会をつくる」とする認識の共有が不可欠である。

### ◎「旭小学校の基本理念」

全教職員が、いじめの基本認識をしっかりと持ち、

旭小学校の教育目標

『よく考え、心豊かで、たくましく生きる児童の育成』

～ 元気いっぱい 笑顔いっぱい 夢いっぱい ～

学校教育目標と基本理念をもとに『いじめ防止』に努める。

## 1 いじめ防止等のための基本的な考え方

いじめは児童の尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識を持つ必要がある。児童一人一人の人格が尊重され、児童が夢と希望を持って、健やかに成長することは、学校・家庭・地域の願いである。そしてそれを成し遂げることが責務である。そのことを踏まえたいじめの防止等のための対策は学校の内外を問わず、関係機関と互いに協力し、児童が安心して生活し、学習その他の活動に取り組むことのできる環境を整え、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。そのため、いじめの防止基本方針については、教職員、児童から幅広く意見を聴取して方針を策定しなければならない。方針については以下の各段階ごとの基本的な考え方を示す。

### (1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。このため、本校では全ての児童を、よりよい人間関係を構築できるよう育み、いじめを生まない環境をつくるために、家庭、地域その他の関係者が一体となって継続的な取り組みを進める。また、教育活動全体をとおして、全ての児童に暴力や暴言をしてはならないことを確認し、「いじめは決して許されない」「いじめは卑怯な行為である」ということへの理解を促す。また、豊かな情操や道徳心、自尊感情や自己有用感、社会性、人を思いやる豊かな心などを育む。特に、生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開が、自己有用感を高めるなど、いじめを含めた問題行動の未然防止につながることから、学校全体で「わかる授業づくり」に努める。

さらに児童が豊かな人間関係をつくることができるよう、児童一人一人にあらゆる教育活動を通じて、相手の気持ちを理解できる心の育成を図るとともに、児童が人権の意義や人権問題について正しく理解し、自分と他者の人権とともに大切にし、実践的な態度を身につけられるように努める。

加えて、児童の自主的・自治的な活動を進め、児童自らがいじめの未然防止に取り組むなどして、全ての児童が安心して生活し、学ぶことができる学校・学級づくりを推進する。

上記のことに関して、本校では以下のような取り組みを重点的に進めていく。

- ①いじめ防止に視点をあてた学校経営、学級経営等は、児童が安心して学校生活を送れることや、学校教育目標の実現につながるとの理念に基づき、積極的にいじめ防止指導に努める。
- ②児童にとって、自己有用感や自己存在感を持ち、自分に自信が持て、他者を認める事のできる人間、いわゆる「いじめる子ども」を生みださないことが、いじめの未然防止の原点であるとの認識のもと、教育活動全般を通して指導にあたる。
- ③年度当初にいじめ根絶のための宣言を行い、その上で「いじめ防止基本方針」について、児童、保護者、地域等に説明する。
- ④全ての教育活動を通じた人権教育及び道徳教育等の充実を図る。その中で、「『いのち』のつながりと輝き」を主題とし、「考え、議論する」ことを意識した道徳教育を推進する。
- ⑤いじめの防止等の校内研修を企画、実施する。
- ⑥児童自らが、いじめの問題性に気づき、防止に向けて考え・行動を起こせる主体的な取組を推進する。

### 旭小 いじめゼロ宣言

1. 私達は「やめる勇気」を持ちます。
2. 私達は「とめる勇気」を持ちます。
3. 私達は「はなす勇気」を持ちます。
4. 私達は「みとめる勇気」を持ちます。

- ⑦いじめについて、勇気をもって教師や保護者へ相談することは、正しい行いであることを教育活動全般において指導する。
- ⑧いじめに遭遇しても制止できない児童が存在することに鑑み、確固とした自分の考えを主張できる児童を育成するための取組を推進する。
- ⑨いじめ防止は、人権を守る取組であり、それと矛盾する教職員による体罰や暴言等はない。教職員全員が研ぎ澄まされた人権感覚をもって児童の指導にあたる。
- ⑩四街道市いじめ撲滅キャンペーンの期間には実態を踏まえた効果的な活動を行い、意識の高揚に努める。
- ⑪「いのちを大切に作るキャンペーン」「豊かな人間関係づくり実践プログラム」などの命の教育の全体計画を作成、年間を通じて自他ともに命を大切に作る教育に努める。年度末には今年度の成果と課題をまとめ次年度に反映させる。
- ⑫定期的な教育相談を実施し、相談しやすい人間関係の構築に努める。また、人間関係の構成として、学級などで児童が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てる取組を行う。
- ⑬インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進については以下に留意する。
  - ・児童及び保護者が、発信された情報は一瞬にして拡散すること、高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。
  - ・インターネット上のいじめについては、インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに、平素から情報を得るように心がけ、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。
  - ・インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。
- ⑭課外活動等、勝利至上主義にならないよう配慮するとともに、課外活動等を通じて、人間関係の構成を築く。
- ⑮特に配慮が必要な児童（発達障害を含む障害のある児童、外国人児童、性同一性障害や性的指向・性自認に関わる児童等）について、教職員が児童個々の特性を理解し、情報共有して、保護者と連携を取りながら、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- ⑯長期欠席児童、感染症に伴う欠席をしている児童（ワクチン接種等も含む）について、教職員の情報共有をすることで、児童や家庭の様子等を共通理解し、児童への差別や偏見を生じさせぬよう、十分な配慮を行う。

## (2) いじめの早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、また事実認定が難しい。しかし、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまう。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、全ての大人が連携し、児童の些細な変化にも気づく鋭い観察力を高めることが肝要である。

このため、本校では日頃から児童の様子をしっかりと見守り、わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかといった疑いを持って、速やかに的確な関わりを持ち、いじめを隠したり、軽視したりせず、積極的に認知できるよう努めるものとする。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立って行う。

また、教職員間や学校と保護者との間の情報共有を緊密にし、児童の状況をきめ細かに把握するよう努める。さらに、児童にとっていじめられていることは周りに相談しにくいものであるだけに、児童が安心して相談できるよう、児童との信頼関係を築くとともに、学校として定期的な調査や教育相談の実施、相談機関の周知等により、いじめを訴えやすい体制や環境を整える。

加えて、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めるため、家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築できるように努める。

については以下の取り組みを重点的に進めていく。

### ○ 日々の観察

- ・教職員が子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見に努める。
- ・休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配り、「子どもたちがいるところには、教職員がいる」ことを心がける。
- ・いじめを発見したりいじめに係る相談を受けたりした場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。(いつ、どこで、誰が、何を、どのようになど、記載した物を必ず、校長、教頭、生徒指導、などいじめ対策委員会に報告する。個人で判断しない。)
- ・いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。
- ・いじめの相談窓口・教育相談箱(保健室脇廊下)があることを知らせ、相談しやすい環境づくりをする。

旭小学校相談窓口電話番号 043-432-8981

- ・いじめの相談窓口として養護教諭がいること、他にどの先生に相談しても良いことを知らせる。
- ・いじめがあった場合の児童の変化の特徴を保護者に示す。
- ・いじめに関する連絡は、電話または家庭訪問で直接保護者と話す。



### (3) いじめへの対処

児童からいじめの相談を受けた段階、あるいはいじめがあることが確認された段階ではすでに深刻な状況にあるとの認識に立つ必要がある。

このため、本校ではいじめがあった場合はもちろんのこと、いじめの疑いがある段階でいじめを受けた（もしくは受けたと思われる）児童やいじめを知らせてきた児童がいじめ加害児童から圧力をかけられないように、身の安全を確保する。いじめを受けた児童の心理状態に配慮しながら、聞き取りにより必要な事実確認をする。それと同時に「いじめ対策委員会」を開催する。その場で情報の共有を図るとともに、指導方針等について検討し、直ちに対処する。この際、いじめを受けた児童の立場に配慮しつつ、いじめ加害児童や関連する児童から聞き取り調査（事実確認）をする。聞き取り調査では複数の教員で行ったり、口裏合わせのような状況が起きないように個別に聞き取りをしたりするなど、状況に応じて対応にあたる。必要に応じて専門家と連携し、適切な支援に努めた上で、家庭や市教育委員会への報告・連絡を行い、緊密な連携を図る。

加えて、いじめを行った児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには必要に応じて、心理、福祉、医療、司法、警察等の関係機関と適切な連携を図る。

このため平素から全ての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築する。

については具体的に以下の取り組みを重点的に進めていく。

- いじめを発見したり、相談を受けたりした場合には、速やかにいじめ対策組織に報告をする。事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行い、個人で判断せずに、すべていじめ対策組織に報告・相談をする。
- いじめ事案が発生した場合、迅速に情報共有を行い、全職員への周知を行う。その際、内容を明確に（いつ、どこで、誰が、何を、どのように）伝える。
- いじめに係る相談を受けた場合は、被害児童の保護を最優先にするとともに、すみやかに事実の有無の確認を行い、その調査結果について、被害児童および保護者へ、情報を適切に提供する。また、正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行わない。
- いじめの事実が認知された場合は、被害・加害の双方の保護者に対して「学校いじめ防止基本方針」に沿った対応方針を伝え、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、スクールカウンセラーの活用や一定期間別室において学習を行わせる等の措置を講ずる。
- いじめをきっかけとして不登校に陥った児童については、いじめの解消に向けた取組だけでなく、保護者や関係機関との連携を図りつつ、不登校対策の充実に取り組んでいく。
- いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。加害児童についても、二度と繰り返さぬよう加害児童、その保護者に対して、助言を行う。

- いじめが解消している状態については、国基本方針をもとに、必要に応じて他の事情も勘案して判断する。また、解消している状態にいたった場合でも、教職員は当該いじめ被害児童及び加害児童を注意深く観察する。
- いじめを見て見ぬふりをしている傍観者について、いじめを自分自身の問題ととらえ、いじめをなくすために自分はどうすべきかを考えさせる。
- 関係児童のプライバシーに留意して対応する。

#### (4) いじめの重大事態への対処

- いじめにより在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき又はいじめにより当該児童が相当の期間当該学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合等は重大事態として、対処する。相当の期間は欠席日数が年間 30 日であることを目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にもかかわらず、迅速に調査に着手する。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめなど重大事態が発生した場合については、教育委員会に連絡報告、一報後、改めて文書による報告をする。また、学校のいじめ対策委員会を設置し、所轄警察署等と連携して対処する。
- 調査に当たっては、国基本方針、県基本方針を踏まえるとともに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「不登校重大事態にかかる調査の指針」により、適切に実施する。

## 2 いじめ対策推進委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に規定される組織として「いじめ防止対策」を常設する。

その役は以下のとおりとする。

### ①役割

- ア) いじめ防止等の年間計画を作成する。
- イ) いじめの防止等の取り組みについて、全ての教職員間で共通理解を図る。
- ウ) いじめ防止等の取り組みの実施、進捗状況の確認を行う。
- エ) 児童や保護者、地域に対し、いじめ防止等の取り組みについての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取り組みを行う。
- オ) いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- カ) いじめの疑いに関する情報があったときには緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う。
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う。
- ク) 被害児童を支援するための解消までの対処プランを策定し、確実に実行する。
- ケ) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う。

コ) いじめについての項目は、学校評価の中に入れる。

サ) 学校評議員会議、民生委員会等の中で学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況評価等を報告する。

シ) P D C Aサイクルに基づき、毎年度いじめ防止等の取り組みの検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

## ②構成員

<定例及びいじめ事案発生時の校内いじめ防止推進委員会：個別のいじめ事案の対応等を協議>  
校長、教頭、教務主任、生徒指導主任（いじめ担当教諭）、学年主任、人権教育担当特別支援教育コーディネーター、養護教諭、を基本とする。毎週行う「各学級の様子」共有については全職員で行う。

※スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（S S W）を招聘する場合もある。

また、事案によってはさらに県及び市教育委員会との連携を図り、教育委員会課長、主幹、指導主事の参加を得る。県及び市教育委員会の判断により心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察などの外部専門家を招聘する場合もある。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任（いじめ担当教諭）等学校職員の他、P T A会長、自治会会長、民生児童委員、学校評議員

## 3 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

### (1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、年度末に目標の達成状況（活動実績）を自己評価する。また、評価に際しては目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取り組みがいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取り組み内容や方法の見直しを検討する。このような取り組みをとおして、策定した学校いじめ防止基本方針や年間計画をP D C Aサイクルに基づき、毎年度見直す。

### (2) 基本方針、年間計画の公開

策定した学校基本方針や年間計画は学校のホームページに掲載して公開する。

## 4 いじめ防止等に向けた年間計画

□：教職員間の活動 ○：児童、保護者の活動

|    | いじめ対策年間計画   | ポイント   |
|----|---|--|
| 4月 | <input type="checkbox"/> 学年間の情報交換 指導事項の引き継ぎ<br><input type="checkbox"/> いじめ防止基本方針の読み合わせ<br><input type="checkbox"/> いじめ対策に係る共通理解・いじめ対策委員会の編制<br><input type="checkbox"/> S O S の出し方教育<br><input type="radio"/> いじめ撲滅宣言<br><input type="radio"/> 学級開き・人間関係づくり・学級のルール作り | <ul style="list-style-type: none"><li>・ いじめ事案の引き継ぎを確実にを行う。</li><li>・ いじめ防止基本方針を教職員が共通理解する。</li><li>・ 学校がいじめ問題に本気で取り組むことを示す。</li><li>・ 「S O S の出し方」を全学級で実施する。</li></ul> |

|     |  |   |
|-----|--|---|
| 4月  | ○保護者へのいじめ対策についての説明と啓発<br>○人間関係づくり（1年生を迎える会）  |   |
| 5月  | □校内研修「各学級の様子」共有<br>□いじめ対策推進委員会・学校協力者会議   | ・児童の交流を観察し，全職員で指導する。<br>・児童の縦割り班編制に留意する。  |
| 6月  | □校内研修「教育相談の手法」共有<br>○教育相談の実施<br>○いじめアンケートの実施（児童・保護者）                                     | ・教育相談やいじめアンケートを活用し，実態把握に努める。<br>・児童一人一人と面談して，個人の悩みや相談に応じる。  |
| 7月  | □『いのちを大切に作るキャンペーン』の実施<br>○個人面談実施   | ・「SOSの出し方」を全学級で実施する。<br>・個人面談を活用し，実態把握に努める。   |
| 8月  | □校内研修「各学級の様子，いじめの認知」共有<br>□いじめ対策に関する校内研修   | ・研修をととして職員の指導力を高める。   |
| 9月  | □校内研修「各学級の様子」共有<br>□夏季休業明けの児童観察<br>○行事（運動会）をととした人間関係づくり                                  | ・児童の変化を確認する。  |
| 10月 | □校内研修「教育相談の手法」共有<br>○教育相談の実施   | ・教育相談を活用し，実態把握に努める。   |
| 11月 | □校内研修「いじめの認知」共有<br>○いじめアンケートの実施（児童・保護者）<br>○市『いじめ撲滅キャンペーン』とタイアップした児童集会<br>□いじめ対策推進委員会の実施 | ・いじめアンケートを活用し，実態把握に努める。<br>・児童のいじめ防止に関する主体的な活動実施し，いじめ防止に関する意欲を高め，自覚を促す。<br>・標語の作成やいじめ撲滅宣言により，児童の意識を高める。 |
| 12月 | □校内研修「各学級の様子」共有<br>○人権週間の実施<br>○学級懇談会の実施   | ・人権感覚を高める。  |
| 1月  | □冬季休業明けの児童観察<br>○教育相談の実施<br>□校内研修「いじめの認知」共有<br>○学校評価の実施<br>□いじめ対策推進委員会の実施                | ・児童の変化を確認する。<br><br>・『いじめ防止基本方針』の点検と改訂を行う。  |
| 2月  | □校内研修「教育相談の手法」共有<br>○いじめアンケート（児童）<br>□いじめ対策推進委員会の実施                                      | ・進級，進学に対する不安に留意する。<br>・いじめアンケートを活用し，実態把握に努める。   |
| 3月  | □校内研修「各学級の様子」共有<br>□児童集会（異学年交流）<br>□幼（保）小中連携のための連絡会<br>○学校評価の結果周知<br>○学級懇談会の実施           | ・いじめ事案の引き継ぎを確実にを行う。<br>・幼（保）小中の連携を図り，スムーズに次年度のスタートができるようにする。  |

○通年でたてわり遊びを実施